

令和2年度 第1回
四街道市交通安全対策協議会会議次第

日 時：令和2年7月16日（木）

午前10時～

場 所：四街道市保健センター3階機能訓練室

1. 開 会

2. 委嘱状交付

3. 市長挨拶

4. 会長及び副会長の選出

5. 議 題

（1）令和元年度 年間活動報告について

（2）令和2年度四街道市交通安全実施計画（案）について

（3）その他

6. 講 話 「四街道市における交通事故の現状」について

講師：四街道警察署 交通課長 菅原 真之介 氏

7. その他の事項

8. 閉 会

四街道市交通安全対策協議会委員名簿

任期 令和2年7月1日から令和4年6月30日まで（2年間）

令和2年7月1日現在（敬省略）

No.	氏名	所属及び役職
1	菅原 真之介	四街道警察署 交通課長
2	湯浅 康弘	印旛土木事務所 調整課長
3	佐藤 多智男	四街道交通安全協会 会長
4	須藤 雅彦	四街道地区安全運転管理者協議会 会長
5	松戸 健治	四街道地域交通安全活動推進委員協議会 会長
6	野口 周平	四街道市都市部土木課 課長
7	川東 知也	四街道市P T A連絡協議会 会長
8	金森 健人	四街道市学校警察連絡委員会 会長
9	永野 卓	四街道市学校法人立幼稚園協会 会長
10	利光 美亜子	四街道市民間保育園連絡協議会 会長
11	酒井 壽男	四街道市シニアクラブ連合会 会長
12	佐藤 満	四街道西中学校地区連絡協議会
13	地引 晓	東日本旅客鉄道株式会社 四街道駅 駅長
14	竹田 敬宏	千葉内陸バス株式会社 運輸部長
15	中澤 昌央	四街道市タクシー運営委員会

令和元年度 年間活動報告

項目	活動目的	活動内容
交通安全に関する普及啓発活動の推進	【四季の交通安全運動】 市民一人ひとりが交通ルールの遵守と交通マナーの実践を習慣付けることによる交通事故の防止	<ul style="list-style-type: none"> ・春の全国交通安全運動出動式及び街頭啓発を5月10日（金）に都市広場にて実施しました。 ・春の全国交通安全運動期間中、市役所でのポスター掲示や市内の小中学校へポスター掲示依頼を行い、児童、生徒、職員や来客者に周知を図りました。また、市ホームページに掲載をして広く周知しました。 
		<ul style="list-style-type: none"> ・夏の交通安全運動期間中、市役所でのポスター掲示や市内の小中学校へポスター掲示依頼を行い、児童、生徒、職員や来客者に周知を図りました。また、市ホームページに掲載をして広く周知しました。
		<ul style="list-style-type: none"> ・秋の全国交通安全運動期間中、市役所でのポスター掲示や市内の小中学校へポスター掲示依頼を行い、児童、生徒、職員や来客者に周知を図りました。また、市ホームページに掲載をして広く周知しました。 ・秋の全国交通安全運動出動式及び街頭啓発を9月20日（金）に都市広場にて実施予定でしたが、台風の為中止しました。
		<ul style="list-style-type: none"> ・年末年始特別警戒取締り出動式及び街頭啓発を12月21日（土）に四街道駅北口広場にて実施しました。 ・冬の交通安全運動期間中、市役所でのポスター掲示や市内の小中学校へポスター掲示依頼を行い、児童、生徒、職員や来客者に周知を図りました。また、市ホームページに掲載をして広く周知しました。 

令和元年度 年間活動報告

項目	活動目的	活動内容
交通安全に関する普及啓発活動の推進	正しい交通ルールの習得と交通事故防止	<ul style="list-style-type: none"> 7月2日（火）に京成バス千葉営業所にて交通安全イベントを実施しました。中学生の生徒が1日警察官として幼稚園児に対し、正しい道路の歩き方や正しい横断歩道の渡り方について注意を呼びかけました。 
		<ul style="list-style-type: none"> 10月31日（木）に四街道駅北口広場にて交通イベント及び街頭啓発を実施しました。 
		<ul style="list-style-type: none"> 12月27日（金）に四街道消防署前交差点にて街頭啓発を実施しました。 <p>【実施状況】 ポケットティッシュ200個配布</p> 

令和元年度 年間活動報告

項目	活動目的	活動内容						
交通安全に関する普及啓発活動の推進	正しい交通ルールの習得と交通事故防止	<ul style="list-style-type: none"> 1月19日（日）に千代田公民館にて、四街道警察署、千葉県印旛土木事務所、一般社団法人日本自動車連盟千葉支部及び四街道市で、ゼブラストップ作戦「止まってくれてありがとうin四街道」のモデル地域（千代田中学校区）に関する協定締結式を実施しました。 						
		<ul style="list-style-type: none"> 四街道市内にて、交通死亡事故が2件（1月15日、1月17日）発生した為、1月22日（水）にイトーヨーカドー四街道店で街頭啓発を実施しました。 						
交通安全教育の促進	【幼児向け交通安全教育】 正しい交通ルールの習得	<ul style="list-style-type: none"> 四街道警察署、四街道交通安全協会、四街道地域交通安全活動推進委員協議会、ボランティア、四街道市の連携により幼稚園、保育園（所）等で正しい交通ルールの習得に向け、交通安全教材を活用した屋内で参加型の交通安全教育を実施しました。 <p>【実施状況】</p> <table> <tbody> <tr> <td>保育園（所）</td> <td>16回</td> <td>計733名</td> </tr> <tr> <td>幼稚園</td> <td>5回</td> <td>計644名</td> </tr> </tbody> </table> 	保育園（所）	16回	計733名	幼稚園	5回	計644名
保育園（所）	16回	計733名						
幼稚園	5回	計644名						

令和元年度 年間活動報告

項目	活動目的	活動内容												
交通安全教育の促進	<p>【児童向け交通安全教育】 正しい交通ルールの習得と交通マナーの遵守</p>	<ul style="list-style-type: none"> 四街道警察署、四街道交通安全協会、四街道地域交通安全活動推進委員協議会、保護者、四街道市の連携により、小学生低学年を対象に「安全な歩行や横断」を目的に「3つのお約束」の説明を行いました。 中学年から高学年を対象に「自転車の安全な走行」「自転車の日常点検ができる」ことを目的に「自転車の安全利用五則」や「自転車の点検（ぶたはしやべる）」の説明を行いました。また、模擬信号機を利用して、参加・体験・実践型の交通安全教育を実施しました。 こどもルーム（学童保育所）を対象に、適正診断車「ちとらくん」での体験型交通安全教育を実施しました。 <p>【実施状況】</p> <table> <tbody> <tr> <td>小学校</td> <td>12校</td> <td>(市内全小学校)</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>2,</td> <td>669名</td> </tr> <tr> <td>こどもルーム（学童保育所）</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>3回</td> <td></td> <td>91名</td> </tr> </tbody> </table> 	小学校	12校	(市内全小学校)	計	2,	669名	こどもルーム（学童保育所）			3回		91名
小学校	12校	(市内全小学校)												
計	2,	669名												
こどもルーム（学童保育所）														
3回		91名												
	<p>【中・高生向けの交通安全教育】 自己及び他者にも配慮した正しい交通ルールとマナーの習得</p>	<ul style="list-style-type: none"> 四街道警察署、四街道交通安全協会、四街道地域交通安全活動推進委員協議会、四街道市の連携により、中学生、高校生を対象に「自転車の安全な走行」「自転車の日常点検ができる」ことを目的に「自転車の安全利用五則」や「自転車の点検（ぶたはしやべる）」の説明を行いました。また、模擬信号機を利用して、参加・体験・実践型の交通安全教育やDVD教材を活用した交通安全教育を実施しました。 <p>【実施状況】</p> <table> <tbody> <tr> <td>中学校</td> <td>5校</td> <td>(市内全中学校)</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>1,</td> <td>055名</td> </tr> <tr> <td>高等学校</td> <td>1校</td> <td>計474名</td> </tr> </tbody> </table> 	中学校	5校	(市内全中学校)	計	1,	055名	高等学校	1校	計474名			
中学校	5校	(市内全中学校)												
計	1,	055名												
高等学校	1校	計474名												

令和元年度 年間活動報告

項目	活動目的	活動内容
	<p>【保護者向け交通安全教育】 小学生の保護者を対象に登校時の正しい旗振りの習得</p>	<ul style="list-style-type: none"> 四街道警察署、四街道市の連携により、小学生の保護者を対象に正しい旗振りの仕方や、児童の見守り活動をする際の注意点などについて講習会を実施しました。 <p>【実施状況】 小学校 3校 計 65名</p> 
	<p>【高齢者向けの交通安全教育】 交通安全に関する知識の普及と意識の高揚</p>	<ul style="list-style-type: none"> 区、自治会を対象に、高齢者が交通事故の被害者や加害者となる交通事故の防止対策について、交通安全教材を活用した参加型の交通安全教育を実施しました。 高齢者の交通安全講習会を3月4日（水）に保健センターにて実施予定でしたが、新型コロナウィルス感染症の感染拡大防止の為中止しました。 <p>【実施状況】 2回 163名</p> 

令和元年度 年間活動報告

項目	活動目的	活動内容
高齢者の自主的な交通安全活動の促進	<p>【交通安全シルバーリーダーに対する交通安全教育】</p> <p>シルバーリーダーから教育を受けた人が次代のシルバーリーダーを担う後継者として育っていく、地域における交通安全教育の循環や自律的な交通安全教育サイクルの推進</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・四街道警察署と四街道市の連携により、高齢者の交通事故の特徴と事故防止についての講習会を実施し、高齢者の交通事故の発生要因を再認識し、交通事故の未然防止に努めました。 <p>【実施状況】 参加者 36名</p> 
新入学児童の交通事故防止対策	<p>【新入学児童登校見守り】</p> <p>新入学児童の交通事故防止</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・四街道警察署、四街道交通安全協会、四街道地域交通安全活動推進委員協議会、四街道市の連携により、入学式が行われる4月10日(水)に小学校3校周辺の横断歩道に立ち、登校見守りを実施しました。 <p>【実施状況】 四街道小学校 中央小学校 和良比小学校</p>

(案)

令和2年度 四街道市交通安全実施計画



「交通事故のない・安全で安心して暮らせる四街道市」を
目指して

四街道市交通安全対策協議会



はじめに

この交通安全実施計画は、交通安全対策基本法（昭和45年法律第110号）に基づき、市内における陸上交通の安全に関し、令和2年度に本市が取り組む具体的な施策についてまとめたものです。

本計画の実施に当たっては、関係機関および団体等との緊密な連携を保ち、市民への交通規則の教育等を行い、市民間の絆を強化、融合させて、人命尊重の理念をもとに、本計画で定めた施策を着実に実施し、「交通事故のない・安全で安心して暮らせる四街道市」を目指してまいります。

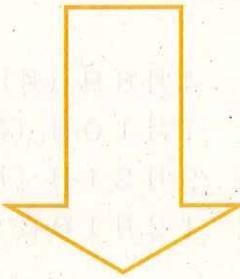
目次

1. 四街道市交通安全実施計画について	1
2. 市民一人ひとりの交通安全意識の高揚	2
3. 子供と高齢者の交通事故防止	4
4. 夕暮れ時や夜間・明け方における交通事故防止	7
5. 自転車の安全利用の推進	8
6. 全ての座席のシートベルトとチャイルドシートの 正しい着用の徹底	8
7. 飲酒運転の根絶	8
8. 自転車保険の加入促進	9
9. 道路交通環境の整備	9

1. 四街道市交通安全実施計画について

【 実施計画の基本的な考え方 】

人命尊重の理念に基づき、計画的かつ効果的な交通安全施策を実施し、究極的には「交通事故のない・安全で安心して暮らせる四街道市」を目指します。



【 重点活動 】

- ☆ 子供と高齢者の交通事故防止
- ☆ 夕暮れ時や夜間・明け方における交通事故防止
- ☆ 自転車の安全利用の推進
- ☆ 全ての座席のシートベルトとチャイルドシートの正しい着用の徹底
- ☆ 飲酒運転の根絶
- ☆ 自転車保険の加入促進

2. 市民一人ひとりの交通安全意識の高揚

令和元年中は、千葉県内での交通事故死者数が172人で、前年と比較して14人減少したものの、昭和23年に交通事故統計が開始されて以降、初めて全国ワーストとなり、大変厳しい結果となりました。

交通事故を防止するためには、市民一人ひとりが交通安全意識の向上を図り、交通ルールを遵守し、正しい交通マナーを実践するとことが大切で、市民自身が交通安全に関するイベント等における参加と交通安全意識の高揚を図ることが必要となります。本市においては、市ホームページや市役所のモニター等を活用した周知、啓発物資やチラシの配布による啓発活動を行います。

(1) 四季の交通安全運動の推進

- ・春の全国交通安全運動 4月6日（月）～4月15日（水）
- ・夏の交通安全運動 7月10日（金）～7月19日（日）
- ・秋の全国交通安全運動 9月21日（月）～9月30日（水）
- ・冬の交通安全運動 12月10日（木）～12月19日（土）

(2) 交通安全強化月間

運動名	期間	内容
自転車安全利用推進強化月間	5月1日（金）から 5月31日（日）	自転車利用者に対するルール遵守の徹底に重点をおいた広報活動等を実施する。
シートベルトとチャイルドシート着用推進強化月間	6月1日（月）から 6月30日（火）	シートベルトとチャイルドシートの着用徹底に重点を置いた広報活動等を実施する。

(3) 日を定めて行う運動

運動名	日付	内容
交通事故死ゼロを目指す日	4月10日（金） 9月30日（水） ※予定	交通安全に対する市民の更なる意識の向上を図り、交通マナーを実践するなど交通事故に注意して行動することによって、交通事故の発生を抑止し、交通事故死傷者数の減少を目指す。
交通安全の日 ～アクション10～	毎月10日	「ゆずりあう 心で走るちばの道」をスローガンに交通事故の防止を図る。
自転車の安全利用推進運動 「自転車安全の日」	毎月15日	千葉県自転車安全利用ルール「ちばサイクルルール」による自転車ルールとマナーの普及啓発を図る。



3. 子供と高齢者の交通事故防止

子供や高齢者が横断歩道を横断中に車にはねられ死傷するなど大変痛ましい事故が全国的に発生しております。そこで、子供たちが交通社会に適応し、交通事故から自分の身を守ることができるよう、学校関係者等と一体となった参加・体験・実践型の交通安全教育を行い、交通ルールと正しい交通マナーを身に付けることが重要です。

また、高齢化の進展に伴い高齢者が関係する交通事故が増加していることから、高齢者に対する交通安全教育及び対策が求められます。

そのため、幼児期から高齢者まで心身の発達段階に適応した交通安全教育を引き続き取り組んでいきます。

(1) 幼児に対する交通安全教育

幼児に対する交通安全教育は、幼児が道路を通行する際の安全を確保するためばかりではなく、将来に渡って、交通ルールを遵守し、交通マナーを実践する交通安全意識を養うためにも必要です。

そのため、幼児に対しては、幼稚園や保育園（所）等を対象として、市、警察、関係機関や団体の連携により交通安全教材を活用した幼児参加型の交通安全教育を推進します。



(2) 児童に対する交通安全教育

① 小学生に対する交通安全教育

小学生は、自転車の利用などを通じ、幼児期に比べて行動範囲が著しく広がります。また、発達段階が上がるにつれて、保護者から離れて道路において単独又は複数で行動する機会が増えます。

小学校においては、市・警察・保護者及び関係機関や団体の連携により、発達段階に応じた交通安全教育を推進します。

低学年には、「安全な歩行や横断」についての説明、中学年から高学年には、自転車安全利用五則を中心とした指導を行い「自転車の安全な走行」を目的に模擬信号機を使用し、実践的な交通安全教育を実施します。



② 中学生に対する交通安全教育

中学生は、通学等の手段として自転車を利用する機会が増えることもあり、交通事故全体の中で自転車利用中の事故の割合が高くなっています。また、社会人として本格的に交通社会に参加していくための準備段階にあります。

中学校においては、市、警察、関係機関や団体の連携により、自転車で安全に道路を通行するために必要な知識と技能を十分に習得させるとともに、自己及び他者の安全に配慮した行動ができるよう、交通安全教育を推進します。

特に、自転車安全利用五則を中心とした指導を行い「自転車の安全な走行」を目的に模擬信号機を使用し、実践的な交通安全教育を実施します。



③ 高校生に対する交通安全教育

高校生は、自動車等の免許を取得することが可能な年齢に達し、その多くが近い将来、自動車等の運転者として交通社会に参加するようになります。

高等学校においては、市、警察、関係機関や団体の連携により、自転車安全利用五則の指導を中心に「自転車の安全な走行」ができるよう、DVDを使用した交通安全教育を実施します。

さらに、交通社会の一員として、交通ルールの遵守や交通マナーの実践により、自他の命を尊重するなど責任を持って行動できるような交通安全教育を推進します。



(3) 高齢者に対する交通安全教育

高齢者の交通事故を防止するため、シルバーリーダーを育成し、交通安全活動を促進します。シルバーリーダーに対しては、高齢者の交通安全意識を高める交通安全リーダーを育成するため、講習会を実施するとともに、交通安全に関する情報の提供や交通安全指導に関する相談・指導等を行うなど、シルバーリーダーの地域での交通安全活動を支援します。



また、警察等との連携を図り、区・自治会や老人クラブ等に対してパワー・ポイントを使用した参加型のわかりやすい交通安全教育をはじめ、チラシや啓発物資を配布し、交通安全意識の高揚を図ります。

4. 夕暮れ時や夜間・明け方における交通事故防止

薄暮時及び夜間における歩行者・自転車利用者の交通事故防止を図るため、交通安全教室実施時に、視認性の高い明るい色の服装の着用や、反射材の効果について周知させるとともにこれらの普及促進を図ります。

また、車の運転者に対しても「3（サン）・ライト運動」等を周知させて注意喚起し、夕暮れ時と夜間・明け方における歩行者等の交通事故防止を図ります。

★3（サン）・ライト運動 夕暮れ時から夜間の交通事故防止

- ① ライト（前照灯） → 早めのライト点灯、こまめな切り替え
- ② ライト・アップ（目立つ） → 反射材、LEDライト等の活用
- ③ ライト（右） → 右からの横断者にも注意



5. 自転車の安全利用の推進

自転車は、子供から高齢者まで誰でも簡単に利用できる便利な乗り物ですが、自転車の歩道での暴走や携帯電話等を使用しながら走行するなど、ルールやマナーを守らない危険な走行が問題となっています。また、自転車が加害者となる事故も発生するなど、自転車の安全利用に対する社会的関心が高まっています。

そこで、自転車乗車中の交通事故や自転車による迷惑行為を防止するため、交通安全教室実施時や交通安全運動等の機会に自転車の交通ルール遵守と正しい交通マナーの普及啓発を図ります。

6. 全ての座席のシートベルトとチャイルドシートの正しい着用の徹底

広報活動の推進

自動車乗車中の交通事故現場において、未だにシートベルトの着用及びチャイルドシートの使用が徹底されていない現状です。

そこで、着用効果及び正しい着用方法について理解を求め、全ての座席の着用率100パーセントを目標にシートベルト着用、子供を同乗させる場合のチャイルドシートの使用を推進するため、市、警察、関係機関や団体と連携を図り、交通安全運動や幼児検診等の機会に、広報チラシを配布し、着用・使用の徹底を図ります。

7. 飲酒運転の根絶

飲酒運転は重大な交通事故を引き起こす要因となっていることから、飲酒が運転に及ぼす影響や飲酒運転が重大事故に直結する危険性の周知徹底を図り、引き続き、市、警察、関係機関や団体と連携し、継続的にチラシ配布等の広報活動を推進します。

8. 自転車保険の加入促進

自転車の関係する交通事故の民事裁判において、数千万円にも及ぶ高額な損害賠償が命令されている事例を踏まえ、交通安全教室実施時に過去の裁判結果を例示する等、自転車保険の必要性を説明し、自転車保険への加入促進を図ります。

9. 道路交通環境の整備

カーブミラー ガードレールなどの交通安全施設を計画的に整備するとともに、信号機の設置等について警察に対し要望していきます。

